

令和3年5月25日
記者発表資料

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

—土砂災害から「いのち」を守るために—

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域[※]を本日指定しましたので、お知らせします。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供します。

なお、今回の指定により、急傾斜地の崩壊に係る県内の全ての市町村で指定が完了しました。

※ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1)川崎市幸区
- (2)川崎市中原区
- (3)川崎市高津区
- (4)川崎市宮前区
- (5)相模原市緑区
- (6)相模原市中央区
- (7)相模原市南区
- (8)鎌倉市
- (9)藤沢市
- (10)厚木市
- (11)大和市
- (12)海老名市
- (13)綾瀬市
- (14)大井町

※ 一部隣接する他の市区町を含みます。

※ 土砂災害特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している土砂災害警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 指定に関する図面の閲覧場所

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
川崎市幸区 川崎市中原区 川崎市高津区 川崎市宮前区	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1
相模原市緑区 相模原市中央区 相模原市南区	厚木土木事務所 津久井治水センター	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎内)
鎌倉市 藤沢市	藤沢土木事務所	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-7-1 (藤沢合同庁舎内)
厚木市	厚木土木事務所	〒243-0016 厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内)
大和市 海老名市 綾瀬市	厚木土木事務所 東部センター	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3
大井町	県西土木事務所	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
上記の市区町 (川崎市幸区等)	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11階)

※ 下記の市役所等でも閲覧できます。

川崎市 : 川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課 (川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命ビル 11階)

相模原市 : 相模原市危機管理局危機管理課 (相模原市中央区中央2-2-15
消防指令センター 3階)

鎌倉市 : 鎌倉市都市景観部みどり公園課 (鎌倉市御成町18-10 本庁舎 3階)

藤沢市 : 藤沢市防災安全部防災政策課 (藤沢市朝日町1-1 本庁舎 7階)

厚木市 : 厚木市市長室危機管理課 (厚木市中町3-17-17 市役所本庁舎 4階)

大和市 : 大和市長室危機管理課 (大和市下鶴間1-1-1 本庁舎 3階)

海老名市 : 海老名市市長室危機管理課 (海老名市勝瀬175-1 本庁舎 3階)

綾瀬市 : 綾瀬市都市部都市計画課 (綾瀬市早川550 本庁舎 5階)

大井町 : 大井町防災安全課 (足柄上郡大井町金子1995 役場庁舎 2階)

3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも掲載予定です。

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長	加藤	電話 045-210-6500
審査グループ	北田	電話 045-210-6505
急傾斜地グループ	秦	電話 045-210-6508